

6 民主労働党

(1) 民主労働党の結党は、2000年1月30日である。結党作業は98年から始まった。国会議員は現在10議席である。

韓国の国会議員総員299人中、243人が地域選出であり、比例代表選出が56人である。

民主労働党の場合、地域選出が2人、比例代表選出が8人である。比例では13.1パーセントの得票率を得ている。

(2) 貸付業法制定の経緯と民主労働党の活動について

Q 民主労働党において利子制限法復活チームが作られたと聞いているが、チーム結成の時期と理由は。

A 民主労働党の利子制限法復活チームは、2000年12月に結成され、2002年2月に解散した。

当時は、政府が高利の金融を拡大する政策をとったので、滞納債権が非常に増加していた。180兆ウォンであった家計の負債が400兆ウォンを超え、滞納者が急増し、社会問題となつた。

その一方で、市場原理主義の政策が本格化したため、社会の2極化が深刻化した。特に、大企業と中小企業の2極化、正社員と非正社員の2極化が進み、絶対貧困層が目立つようになった。

私金融市場だけでなく制度圏金融（特にカード会社）にまで高金利の弊害と被害が広がったので、特別チームを結成し集中的に対応する必要があった。

民主労働党は、当時まだ小政党であり、力が無く、弁護士の助力を得ることはできなかった。チームには、政策担当の私、実務担当者、大学教授が参加した。教授は民法を専攻し、利子制限法に関心を持っていた。

Q 1998年1月13日の利子制限法廃止の影響について

利子制限法廃止前、私金融市場においては、実際の貸付金利は、年利何パーセント程度で推移していたのか。

A 当時、私金融は、タブー視されており、ごく一部の階層のみが利用する存在で、小口融資が中心だった。私金融市場の金利は月2パーセント（年24パーセント）未満とされていたが、実際には、年180～240パーセントの高金利が存在した。しかし、当時は、暴利による被害が発生しても、民事、刑事、行政処分で対応できた。私金融市場の規模が小さく集中的な取り締まりができた。

ところが、利子制限法廃止法案が1997年12月29日国会で可決され、

1998年1月13日に廃止となった。

Q 利子制限法の撤廃後、私金融市場における貸付金利はどのように変化したか。

実際の貸付金利で、もっとも多かったのは、年何パーセント程度か。

A 具体的な統計はないが、利子制限法撤廃後、急激に私金融市場が拡大し、金利水準は、年300パーセントを超えた。

利子制限法廃止前は、私金融市場の主な利用者は、社会的に判断力が必ずしも十分ではない低所得層であったが、廃止後は、私金融業者が攻撃的なマーケッティングをしたため、私金融市場が拡大し、低所得者層以外にも利用者が広がった。

貸付業法が制定されてからは、登録業者は広告ができるようになり、広告が一般的に行われ、サラリーマンの利用も増えた。

低い金利で貸すということを広告し、カードの滞納金に困る人が増えたので、その広告が効果的だった。利用者は、クレジットカードの滞納金を払うために私金融を利用し、私金融業者はそのような人を攻略した。まず、1日0.5パーセントと広告して、仲介手数料などを広告しなかった。

Q もっとも高い貸付金利の例としては、年何パーセント程度のものがあったか。

A もっとも高いものには、年3万4000パーセントという例があった。12万8000ウォンを貸し付け、それに対する6か月の滞納金を1日2パーセントの複利で計算し、8800万ウォンを請求した。

利子制限法が廃止されたため、このような異常な暴利でさえ合法とされ、その不合理は甚だしかった。この事件の私金融を処罰できたのは、債権取立ての際、暴行・脅迫があったからである。

Q 平均貸付金利の年毎の推移、貸付金利の変化に関する統計資料（高利私金融による被害統計等）があれば、ご教示いただきたい。

A 私金融市場の金利変化の統計資料はないが、金融監督院がアンケートの形で集計した資料だけがある。2002年から2004年にわたって、3回のものが金融監督院のホームページにのっている。

金融監督院2005年1月「私金融利用実態分析のためのアンケート調査実施結果及び示唆点」によると、2004年の推定利率は年223パーセントであり、年1.76パーセントであった2003年より4.6パーセント上昇しており、登録業者及び無登録業者ともに金利が上昇している。登録業者は平均16.4パーセント、無登録業者は平均28.2パーセントである。登録業

者の金利水準も上昇している点は、韓国の貸付業の状況に関する特徴的な点であるといえる。

現在韓国の貸付業法では3000万ウォン以上の貸付については暴利が認められ、個人間の取引も合法化されている。小規模の法人を勧誘した場合でも暴利をとれる。登録されていない業者の中でも政府が一定の基準のもと認めているものには適用される。

Q 私金融による債権回収行為について、以前に比べ、脅迫的な取立てなど不当な債権回収行為が横行するようになったという事情はあるか。利子制限法撤廃後の私金融による被害として、特徴的な事例、マスコミで取り上げられた事例などがあればご教示いただきたい。

A 利子制限法撤廃後、非常に悲惨な被害が発生し、言葉にするのもはばかられる。

暴言、暴行は当たり前の状況であり、酷いケースでは、子供の前で母親を性的に暴行したというものもあった。拉致、監禁、殺害という事件もあり、臓器売買を強要されることもあった。人身売買、土に埋める、身体放棄というケースもあった。

解決師と呼ばれる暴力団による取立行為が横行し、検挙者の数は、2000年から2002年にかけて3倍以上に急増した。暴力団全体の検挙者の中で私金融と結びついた暴力団が占める割合も2000年の5.3パーセントから2001年の11パーセントへと急増した。

このような地獄より悲惨な時代があった。

この問題は、マスコミでも頻繁に報道された。その中で特徴的なものとして、①SBS放送のホームページに掲載されている1998年4月26日の「臓器を売って借金をかえせ」という記事、②MBC放送の1999年4月17日の「獣のような貸金業者」「子供の前で母親を性的に暴行」という記事、③KBS放送の2001年4月10日の「身体放棄覚え書き」に関する記事などがある。

「身体放棄覚え書き」とは、借金を延滞したら身体全部を放棄するという内容の書面であり、当然、民法上は無効のものである。実際に、腎臓や肝臓が売られたこと也有った。

Q 私金融の被害者から寄せられる苦情、相談件数及びその内容には、どのような変化があったか。

A 当時は、民主労働党が唯一の苦情、相談窓口だった。

民主労働党が、相談活動を集中的に行ったのは、2000年の9月からで

あり、金融監督院の被害申告センターができる2001年4月まで集中的に行なった。

違法な取立行為への対処方法を教えるなどしたが、被害者自身、自分の身分が明らかになることを怖がっていたので、十分な対応ができなかつた。

Q 自殺者数、特に、経済的理由による自殺者数に変化はあつたか。

A 自殺者数の統計は、統計庁で公表している。

韓国における自殺者の割合は急増しており、OECD加盟国中増加率は1位、人口10万人あたりの自殺者数も2003年から1位であると推定されている（統計庁2003年9月25日発表「2002年死亡原因統計」及びLG経済研究院2005年研究報告「自殺、離婚、犯罪そして経済」参照）。

経済苦による自殺者数の急増は、私たちの実生活で実感していることである。カード借金に追い込まれ心中した家族、生活苦を悩み子供と一緒に命を絶つた主婦、両親の事業失敗のため飛び降り自殺をした女子高生など、あまりにも悲しいことが起きている。

Q 私金融の数には、どのような変化があつたか。

A 私金融の業者数についての公式の統計はないが、利子制限法廃止後、急増した。

金融監督院の資料では、2004年には、登録業者は1万1991業者であり、登録取消件数は4786件、無登録業者は約2500業者と推定されている。

利子制限法廃止前は、零細な私金融業者だけがあつた。

利子制限法が廃止され、特に、日系の貸付業者の数が急激に増加した。日系の貸付業者は、1999年から韓国に参入した。代表的な業者としては、APLO、A&O、三和マネーがある。二つの理由で増加したと考えられ、一つは、利子制限法が廃止され、韓国内で高利で融資を受ける者が増加したこと、もう一つは、外国系企業に対する規制がなくなつたことである。日系の貸付業者の取立ては、韓国の貸付業者に比べ、相対的に酷くはなかつたといえる。しかし、その意味は、先ほど述べたような極端な取立行為がなかつたということにすぎない。

Q 私金融の貸出残高や収益の状況には、どのような変化があつたか。

A すべて推定資料である。

過去は規模も小さく推定資料もなかつたが、最近は、金融監督院の推定資料がある。

登録業者の市場規模は、1兆5000億ウォンと推定され、個人間の貸付

も含めると15から30兆ウォンの規模と推定されている。日系貸金業者の貸付残高は、2001年に8800億ウォンだったものが、2002年末には1兆1000億ウォンに増え、着実に増加している。

－貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律（以下「貸付業法」という。2002年10月27日施行）制定までの活動状況－

Q 政府の動向等について。

- ① 新聞記事によれば、2001年6月、「『貸付登録などに関する法律』が閣僚会議を通過した」「政府は、金利の上限を年60パーセントに制限する内容の金融利用者保護法を国会に提出した」とされている。これは、2002年8月に成立した貸付業法の法案が、この時期に国会に提出されたということか。
- ② 政府の上記法案提出理由は。
- ③ 新聞記事には、「2002年1月24日、金融監督院は、消費者保護のために、日本系高利貸し業者の取締・規制案を設けることにした」とあるが、金融監督院がこのような取締や規制に乗り出した背景には、どのような事情があるのか。

A 民主労働党、参与連帯及び消費者団体が主導して利子制限法復活運動を進めた。

政府は反対の立場だった。論議の末、政府が提出したのが今の貸付業法の骨子となっている法案である。当時の政府の論議で修正され、国會議員の政治的立場などから政府案が通る結果となった。民主労働党は反対したが、そのまま通過してしまった。

政府が抵抗した理由は次のとおりである。

第1は、市場原理に反する。利子率は、市場に委ねるべきで、法的に規制すべきではない。高金利を制限しても、高利貸しを根絶できない。最高利子率を一概に決めることはできない。為替の攻撃を防ぐためには、高金利が必要である。日本だけに利子制限法があり、アメリカ、ドイツ、フランスにはそれがない。この点、内容を歪曲しており、例えば、アメリカの場合、州の法律として定められていたのに、利子制限法がないと国民に嘘について主張した。

過去において、利子制限法を通じて最高の利子を制限したことがあるにもかかわらず、利子を制限できないと主張した。高金利の被害は略奪的貸付であり、市場原理は関係ないにもかかわらず、それを主張した。

政府は、貸金業者を市・道知事に登録するようにし、小口融資について利率を制限し、貸金業及び与信金融機関の不法取立を禁ずることによって、その取引相手を保護すべきと主張した。

しかし、当時の世論は、利子制限に賛成するものが多く、民主労働党と市民団体が誓願したので、政府においても何らかの措置をとらざるをえなかつた。最初は、利子制限なしで、貸付業法を通過させようとしたが、社会的圧力が強かったので、年60パーセントの法案を提出した。しかし、国民は、利子を制限する貸付業法8条の有効期間が3年に限られることや、貸付対象が個人または小規模法人に限られるといった細部の内容を知らなかつた。年60パーセントの法案だったが、国会で年70パーセントになった。

Q 国会における審理状況

- ① 議事録等の関連資料があるならばいただきたい。
- ② 上限金利復活に賛成する見解は、どのようなことを論拠としていたか。
また、主に、どのような団体によって主張されていたか。
- ③ 上限金利復活に反対する見解は、どのようなことを論拠としていたか。
また、主に、どのような団体によって主張されていたか。
- ④ 上限金利復活反対論はどのようなものであったか。それに対してどのような反論をしたか。
- ⑤ 貸付業法8条1項において利率が年利70パーセントまでの範囲内とされ、同法施行令によって上限が66パーセントと定められたが、利子制限法当時の年利40パーセントではなく、66パーセントとされたのは、どうしてか。

A 国会における審理状況は、資料に記載されている。当時の国會議員の主な発言要旨も入っている。

国會議員の一部が反対したため、年70パーセントに上がった。

改正を容易にするために施行令が定められた。年利66パーセントだと月5.5パーセントとなり、計算しやすいこともあり、施行令では66パーセントとなった。

民主労働党は、過去の利子制限法のレベルに押さえるべきだと主張した。以前は、法律で上限年40パーセントとされ、施行令により上限25パーセントとされていた。また、貸金業者は表に出すべき対象ではなく規制すべき対象だと主張した。高利貸し養成の歴史は世界的にも例を見ないと主張した。歴史的に例を見ない法律だと思う。

(3) 貸付業法制定後の事情

Q 制定された貸付業法については、どのように評価しているか。

A もっとも一般的な評価として世界的にも例を見ないおかしな法律であるため、民主労働党は、早期に改正すべきだと考え、改正法案を3回も出した。

改正法案の内容は、まず、貸付業者の場合、年40パーセント以内とする施行令を定め、個人や無登録業者の場合は、利子制限法範囲内の年25パーセントを上限とし、手数料等の名目で脱法されないようにするため、手数料等も利子に含め、すでに暴利の被害を受けた人を助けるため、年66パーセント以上の契約をした場合、無効とするものである。

この法案は、市民にはよいものだが、国会で通過する可能性は低いといえる。今、財政経済委員会に上程されているが、政府が認めたのは手数料等を利子とみなすという点だけである。

Q 貸付業法施行後、66パーセントの上限金利を守らない私金融（ヤミ金融）が増加したという状況があるか。

A 増加した。貸付業法の特性で容認されている。

第1に、個人間の貸付においては暴利が合法化されている。貸付業者が登録をしないで、貸付を個人間の取引のように装っている。

また、仲介の手数料は利息とみなされないため、貸付業者が直接貸し付けのではなく、他の者を介在させて、仲介手数料の名目で実質的には多額の利息を徴収するということが行われている。公表される仲介手数料率は10パーセントだが、実際には300パーセントから1000パーセントである。もちろん広告している貸付業者はある程度制限できるが、それを見つけることが難しい。

政府が取り締まりをしても、それが終わるとまた急増する傾向にある。

Q ヤミ金融に対しては、どのような対策がなされているか。その対策は十分であると評価しているか。

A 政府の対策は、貸出手数料の上限を設定することによる手数料に対する取締り、無登録貸付業者の登録誘導及び取締り強化、登録貸付業者に対する管理監督強化、消費者救済のための市・道紛争調整機能の活性化などである。

しかし、政府の対策は非常に限られており、登録されている業者の取締りが中心であり、そのような対応がかえって私金融を促している。

非政府機関は、被害者の申告事例を検討して、警察や裁判所に知らせるという程度にとどまっている。

法律自体がおかしいので、いくら対策をとっても実効性がない。

(4) 現在の信用不良者問題について

Q その原因についてどのように考えているか。

A 銀行連合会に登録されている信用不良者は370万人であるが、それは個人の滞納者すべてではない。私金融の被害者は信用不良者に登録されていない。住宅担保貸付もあるが、その滞納者も信用不良者に登録されていない。これらも含めると、滞納問題を抱えている者が500万人以上になるだろう。民主労働党は、3つの主要な原因があると考える。

第1は、金融機関の問題がある。金融機関がクレジットカードを路上で発行したり、ホームレスや生活保護受給者にもカードを発行し、死亡している人に対してまでもカードを発行した。そして、政府も、カード政策を積極的に推進し、クレジットカードのキャッシングサービスの限度をなくし、家計への貸付を容易にする制度を作った。

第2は、高金利の問題である。利子制限法廃止以前は、年利25パーセントが最高利子であった。たとえ延滞しても、延滞利子も25パーセント以内であり、いくら滞納利子が高くても20パーセントを超えることはなかった。そのため、貸付利子も13~15パーセント程度にとどまっていた。しかし、利子制限法廃止後、滞納利子を高くとることができるようにになり、金融機関は26~30パーセントを滞納利子率とした。それに連動して、クレジットカードの貸付利子も上昇し、16~19パーセントとなった。このように貸付利子が高くなつたため、クレジット会社も、攻撃的なマーケティングが可能になった。クレジットカードの利用者は、その利用による自転車操業に陥るようになり、1000万ウォンを借りたのに1億5000万ウォンを返済しなければならないような人が多くなつた。

第3は、社会的な背景として、社会的に2極化現象が進んだことがあげられる。失業者と就職している人、特に韓国の労働問題の中で非正社員の問題があり、派遣労働・下請け労働の仕事の形が増え、これらの者の賃金差別も増えた。所得が減ったので返済能力も減った。小売り業者、卸売業者なども苦しくなつた。営業が悪化し、家計の負債が増えることになった。

以上の3つが主な原因である。

債権の取り立て行為は、地獄のように酷かつたが、最近、貸付業法とともに、取立を規制する装置ができた。不法な取立を根絶する社会的ムードが生まれている。債務者のことを家族に知らせることは禁止され、夜間取立も禁止された。もっとも重要なことは、民主労働党が全国キャンペーンにより啓蒙活動を行っていることである。つまり、地域住民を対象に、債権の取り立て行為について、このようなレベルの行為はしてはいけない、このようなこ

とがあつたらこのように対応してくださいとのキャンペーンを行つてゐる。私見では、日本に比べ、韓国の関係法律には不備がある。韓国の民主労働党は住民に直接会つて話し合う。4年後の国会の議席を30以上確保できれば、違法な行為を解消できる。

Q 信用不良者救済手続（破産・免責、個人再生手続などの裁判手続や信用回復委員会等の私的整理手続）は十分に機能していると考えているか。不十分な点があるとするとどのような点か。

A 現在は十分に機能していない。

個人再生手続は2004年3月22日に導入された。民主労働党が2年間闘つた成果であると思っている。導入後間もないことと、裁判所の手続上の問題も影響して、活性化していない。

その一方で、消費者破産制度は活性化していると思う。1997年には1000件であったのが今は1万件にまで増加している。しかし、まだ解決すべき問題が山積している。韓国の消費者破産制度は日本とは異なる面がある。つまり、①破産者の不利益を受ける規定がある（懲罰主義・処罰主義的即名）。例えば、看護士が破産を申請したら、看護士の資格を失つて解雇される。②手続費用があまりにも高いという点も問題である。例えば、裁判所の広告手続で破産申立者の追加費用がかかる。③法的支援をするシステムが整備されていない。現在、積極的に法律的支援をしている団体は民主労働党しかなく、20人余りの弁護士が法的支援を行つてゐる。④保証債務問題に対する解決法がない点などの問題がある。

私的整理の面では、債権金融機関が共同で設立した信用回復委員会が活動しているが、そこで行われるのは、一つは、利子率を調整して、8パーセントに、最近では6パーセントにすることであり、もう一つは返済期間を延ばすことである。

金融機関が債務調整手段として提示する対還貸出（延滞金を新たな貸出にすること）は、長期不良債権への転換であり、家族等に連帯保証責任が拡散するなど、大きな副作用がある。

その一方で、政府が信用不良者対策として行うバッドバンクがある。しかし、このバッドバンクも利子率調整にとどまつた。返済期間をのばし、利子率を6パーセントにとどめるという程度である。

政府が最近民主労働党の主張を一部受け入れた。民主労働党は、主な主張の一つとして、社会的弱者の債務を免責することを主張してきた。1999年から2002年まで、政府や金融機関が、景品まで与えて、クレジットカ

ードを利用させようとして、クレジットカード利用による借金を増加させた。これに関して、そのような被害者の債務を帳消しにするように主張してきたところ、政府は、最近、生計型信用不良者対策を発表し（2005年3月23日）、基礎生活保護受給者に対する利子減免及び返済期間長期化措置を決めた。このように、やらなければならぬことが山積しているが、政府の消極的対応によって、クレジットカードの滞納問題などが未解決である。滞納者も元金を返さなければならぬというのが政府の基本的立場である。例えば、1000万ウォンの元金と1000万ウォンの利子をもつていれば、その元利金をすべて返さなければならぬということである。破産宣告と関係する不利益をなくす法律を今用意している。

（5）民主労働党としての運動について

Q 現在、金利問題、私金融の問題、信用不良者の問題などに関連して、民主労働党として何らかの運動をしているか。運動をしている場合、その目的と状況についてご教示いただきたい。

A これまで、個人債務者信用回復法案を誓願し、それが成立した。

貸付業法の改正案を成立させた。

破産法のうち、改正法律案を発議した。政府が提出した債務者再生破産関連法案に一部反映されて成立し、2006年3月に施行される。

このような法律運動のほか、債務に関する全国の相談活動を行っている。金融機関や政府などの責任によって社会的弱者の延滞債務の棒引き運動を行い、消費者破産制度の活性化のために日常的な活動を続けている。1人で破産を申し立てるための講座も開いている。

このようなことをもっとも重要な日常的な課題としている。

配布したパンフレットは利子制限法復活のための広報用のものである。

日本の法制度から多くを学んでいる。

相談支援活動をシステムティックに行っているのは民主労働党だけである。

不法取立と関連して、かけつけた警察は、個人債務の問題だから自分たちで解決してくれと言って帰ってしまうことがある。

信用回復委員会の前で、債務調整の方法について、該当で相談を行っている。1日30人あまりの人が利用している。

（6）その他、追加質問に対する回答等

- ・ 破産手続と関連して、ほとんどの弁護士は200万ウォンを受け取っているということであり、それも良心のある弁護士ができる。
- ・ 不法取立に対処する方法についての教育に力を入れている。

- ・少なくとも200万人以上の人々が経済的に逼迫している。
- ・消費者破産についても最近まで軽蔑するというのが韓国の文化的態度である。
- ・信用回復委員会が作ったパンフレットを見ると、破産制度が一般化することについて、政府や債権者がどれだけ恐れているかがわかる。
- ・高利の被害者団体として、名実ともに活動力をもっている被害者団体はない。インターネット上で多くの団体が情報を交流している状況にある。日本のように献身的な弁護士からの協力をもらえないで、被害者が団結するのが難しい。
- ・暴力団は存在する。彼らが最近力を入れている活動の一つが債務の取立てである。最近発表された警察庁のデータを見ると一目瞭然だが、暴力団の検挙件数を見ると、解決師の役割の暴力団が急増している。暴力団員が2000年2001年2002年とも3倍ともに増えている。
- ・制度圏の金融機関の資金が私金融に大量に流入しているというのが大きな問題である。銀行が先頭にたって、外国や国内の貸付業に資金をわたし、暴利をとっている。日本から参入した30あまりの業者も韓国国内の銀行を資金源としている。
- ・保証人の問題は、韓国でも非常に深刻である。



民主労働党本部にて

7 大韓民國弁護士協会・ソウル地方弁護士会

(1) 質問事項

Q 消費者問題を扱う委員会の活動内容は。

A 大韓民國弁護士協会には消費者問題委員会はなく、ソウル地方弁護士会には消費者問題対策特別委員会がある。

消費者問題対策特別委員会の委員数は29名。私はそこで幹事を務めている。任期は2年で、この3月15日に新しい委員が選ばれた。そして新しく構成された委員会で今後2年間どのような活動をするかについて5月9日に開催される委員会で決定するため、議論している。

その内容の一つ目は金融取引約款に対する消費者保護についてである。この問題は約款には規制する法律があるが運営がうまくいかず被害が多く発生するので、それに対処しようとしている。

2番目は食品に関する問題である。

これまで私たちがした活動についてであるが、私たちは今まで消費者保護院の紛争調停委員としての活動やN G O消費者団体の法律相談をしてきた。

そして、高金利被害者については信用回復委員会の信用回復支援センターで相談をしてきた。

Q 利子制限法廃止（98年）に対する評価及びその弊害

A 利子制限法の廃止は高金利を許すという意味ではなく、前大統領の時代のときにいろいろな規制を緩和する一環としてなされたもの。たとえば弁護士が事件を引き受ける時に事件費用を決めていたがそれも廃止した。

1998年に利子制限法が撤廃されたもう一つの要因は、IMFから高金利政策を要求されたことである。IMFは規制を緩和し、利子制限法を撤廃するよう強力に要求してきた。この利子制限法廃止により利子が高金利となり消費者が被害者であることを論議する時間はなかった。高金利政策が競争力の弱い企業を破産させることがあり、その副作用が中小事業者や庶民を苦しめた面があることは間違いない。私金融の被害者の調査結果によれば、27%まであがった。このように略奪的貸付について被害者を保護するために利子制限法復活が論議された。その結果2002年度に貸付業登録及び金融利用者保護に関する法律が制定された。

韓国に利子制限法はあったが、利子制限法の撤廃の結果、問題となったのは、信用不良者問題である。また信用不良者問題とともに債権取立が問題となっている。この債権取立については規制の法的根拠があまりない。暴力団

を利用するなど問題が多い。法律の規制はあるが、理由無く訪問するとか、私生活を侵害するとか、暴力行使するとかについて少し触れてある程度。取立業登録するためには、資本金が15億ウォンとなっている。しかし、取立業をやっている人は、信用調査所とか信用保証基金を利用することになる。信用保証業というのがあり、一切の訴訟手続きをすることができるようになっている。これは弁護士法に反する。しかもこの問題は、人権侵害になり、民訴法・信託法にも反する。訴訟信託禁止にも反する。監督機関にも問題がある。改正するための論議が活発に行われている。サービス法に関連して法令も検討している。日本ではサービス制度について、職域侵害である、もしくは弁護士法に違反するとの問題は生じてないないか。

Q 日本でも問題になっている。

A 日本と韓国が交流すると勉強になると思う。サービスなどは日本では受け入れられているように見えた。

Q 貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律（「貸付業法」）の評価、とくに利子制限復活の評価

A 2002年に制定された貸付業法は、3000万ウォン以内の貸付については66%に制限するもの。3000万ウォンを超える貸し付けには規制がない。3000万ウォンを必要とする本当に困っている生活者に貸付業者は貸すことをためらう状況がある。そのため高金利を合理的に制限することに未だに議論されています。

Q 信用不良者増加の原因についてどのように考えているか。

A 要因はカードの濫発であることに意見が集約されている。

利子制限法との関連では次のように考える。自分が返すことが出来る能力を越えてカードを使っている消費者は、カードで使ったお金を返すためには、私金融などの貸付業から借りることになり、平均年利277%になる私金融から借りたお金でカードの返済にあてる。それにより、悪循環が始まり、高い金利の私金融は、信用不良者をそこから抜け出せないようにしてしまっている。

Q 貸付業法との関係、クレジットカード利用促進政策導入（99年9月）との関係は。

A IMF時代に消費を高め経済回復するためにカード濫発し、支払い能力をこえる利用をした。利子制限法も撤廃され、債務者は払っても払っても借金が残る悪循環になっている。

Q 信用不良者救済手続（破産・免責、個人再生手続などの裁判手続や信用回

復委員会などの私的整理手続)に対する評価。

A 信用不良者の救済手続が深刻かつ広範囲にわたる問題になっている。

たとえば収入の範囲内で一生懸命生きている人もいれば浪費をする人もいる。浪費をする人たちを救済することになれば反対側からみればあまり面白くない。そのように考えている韓国民は多く、信用不良者の救済は困難。

そして、こういう制度を悪用する債務者もその中にもいる。そのため、裁判所としては信用不良者の救済も考えているが、悪用をおそれていいろいろな要件・手続きを要求している。この悪用を防ぐために、裁判官に裁量がゆだねられている。要件がそろったらOKとなるわけではないため、救済活動に制限がある。

韓国では信用不良者に対する法的な救済手続が本格化したのはこの2・3年で、2001年に消費者破産を申請したのは672件。

救済手続きは3つに分けることができ、1番目は私的調整である。これは消費者のワークアウトだが、信用を回復させることになる。2番目は破産法による破産・免責があり、3番目は個人債務者回生制度がある。

Q 3つの救済手続きの問題点は。

A 1番目の私的調整は、多重債務者を対象としており、いろいろな金融機関が共同で信用回復委員会を結成し、ここで主に仕事をしている。こういう金融機関は信用回復を支援する共同協約をつくった。多重債務者が信用回復委員会に私的調整を申請し、金融機関は自立的にこれを協議する。

信用回復委員会の制度は延滞している利子を減らすのが主な内容で、これは本当に私的領域の中での協議になる。

この制度の問題点は破産法・個人債務者回生が必要な債務者でも信用回復で終わらせる問題がある。

また、破産法は完全に免責されることを目的としているが、裁判所はこれに対して大変消極的で、最初の免責決定は1999年に出たと思うが、破産の決定と免責の決定が同時に行われていない。

そのため、破産決定と免責決定をする間に強制執行をしてしまうという問題が生じる。これを改正する意見がある。裁判官の裁量が大きいことも原因である。

そして3番目の個人回生制度だが、この制度は完全に免責される制度ではない。この制度は持続的に収入があることを要件としており、5年間生計費を除いて返済していく。法的には8年間一定金額を返済しなければならないが、8年間続けて払うことは申請人には大変負担になるため、裁判所では5

年に短縮している。この制度は一定の収入があることが要件なので広範囲の信用不良者には適用されないのが問題だ。

Q 韓国も日本も同じように信用不良者の救済のために苦労していると思うが、消費者信用はどれだけ慎重に借りても、返済は将来の収入を前提にしているので、どうしても信用不良者は不可避的に発生してくる。そういうことを前提にして、消費者をどのように保護していくかという議論をすることが大事だと思う。我々はマスコミとか学者の先生方と協力して、国民あるいは関係者に、それを理解して頂くように運動を長く続けているが、そのような考え方というのは韓国の弁護士会にもあるのか。

A 私たちも日本の弁護士と全く同じ考え方を持っている。公益的な運動も一所懸命しようと考えている。信用不良者問題は大変大きな問題なので、関心はとても高い。

しかし、韓国では裁判官の裁量が大きく、国民の考え方も違っているので、私たちが思ったように活動するのには問題がある。裁判官の考えに左右され、それによって要件が違ったりする。

Q 日本でも10年前20年前に裁判官にモラルハザード論があり、免責を出すことについては非常に慎重だったが、徐々に門戸が開かれてきたという経過がある。それはやはり、国民やマスコミの意識、あるいはマスコミの論調の変化のなかで変わっていくことになると思うが韓国ではどうか。

A 全く同感だ。

信用不良者を救済するためには支援の人たちが必要だ。破産法や個人回生制度でも、この基本的な問題の解決策以外にも実務的なところでも努力が必要になると思う。たとえば多重債務者について信用回復委員会が努力している。金融機関は自分達の債権を回収するために自分たちで研究しなければならない。

そして債権仮差押の問題がある。法律的には給料の2分の1まで差し押さえができるが、そのほか法的制限はない。債権者が給料を差押えてしまつたら債務者は破産するのではないかという問題がある。

Q 統合破産法について弁護士会はどういう意見を出したのか。

A 昔からあったが、破産法の要件が難しいので、それを緩和させる方向に流れている。私たちはいろいろな意見を出しているが、なかなか国会からは採用されない。

この統合破産法はこの2・3年活発に討論されている。統合破産法は私たちは内容をよく知っているが、まだ施行されていない。国会を通過して

いるかも分からぬ。この統合破産法について公聴会が10回開かれ弁護士も意見を出しに行っている。

Q ソウル弁護士会は法律相談では信用不良者問題を受け入れているのか。

A 受け入れている。また市役所等にも出かけて相談を受けている。

Q 信用不良者専門の相談窓口はあるのか。

A ソウル地方弁護士会には専門窓口はない。

Q 日本では、弁護士会に多重債務特別相談がある。日本の弁護士会の主だったところには多重債務者の特別相談相談センターがあり、多重債務者にはお金のない人が多いので、法律扶助を適用して破産申立をしたりするが、韓国では法律扶助制度の利用はどの程度されているのか。

A 韓国では法律救助公団がある。韓国では軍隊に行かなければならぬのが、司法試験に合格し研修所出た後、軍隊ではなく法律救助公団で働くことができる。法律救助公団は、各地方弁護士会にあるので相当の人がそれを利用している。

日本では、弁護士が相談を受けたときには相談料を受け取ると理解しているが、日本では多重債務者の相談を受けたときには、相談料を受け取っているのか。

Q 弁護士会の相談窓口では有料。また、法律扶助協会の窓口でも相談をやつており、そこでは相談料は無料。

A そこが韓国と少し違う。韓国では、弁護士が相談を受けるときは全部無料でやっている。個人の事務所で相談を受けるときも無料。そのため、事務所経営は訴訟になった時のお金でやっているため、裁判になることはなく、法律が厳しい信用不良者を回復させることを専門にする弁護士が少ないので実である。

Q 破産が増えていると聞いているが、破産を担当する弁護士は増えてはいないのか。

A そういう人は多い。

韓国では破産申立件数はそれほど多くなかつたが、2002年、2003年、2004年と破産が増えてきている。私も何回か担当したことがある。個人回生の申立は、ある程度所得がないと難しいが、裁判は速やかに進行している。ソウル地方裁判所では2000年では破産申立の70%について免責決定がなされている。そして最近私が受け持った破産事件では9.5%免責である。100%の免責というのは、モラルの問題で避けるようにしている。

8 三和マネー

(1) はじめに

三和マネーは、日本の貸金業者「三和ファイナンス」の子会社である。三和マネーは、韓国に進出した日本系貸金業者として最大規模を誇る。調査最終日、ソウル市南の江南地区にある「三和マネー」に訪れた。

(2) 会社の概要

① 三和ファイナンス（日本 親会社）

三和ファイナンスは、1972年、資本金10億2000万円で創業した。現在、従業員数は925人（男性539人、女性386人）、平均年齢は28歳（男性30歳、女性25歳）である。顧客数は43万口座。日本消費者金融連絡会が発行している年間報告書『TAPALS白書』によれば、三和ファイナンスの日本国内融資残高は、04年度3月末、1556億3400万円。日本の消費者金融業界内で第12位の位置にある。

② 三和マネー（韓国 子会社）

2002年11月6日、三和ファイナンスは韓国に現地法人を設立した。この現地法人が「三和マネー」である。資本金は200億ウォン（10ウォンは1円に相当）である。日本からは年利7～8%で資金を得る。消費者へは年利6.5.7%で最大500ウォンまで貸し付ける。三和マネーのホームページ(<http://www.sanwamoney.co.kr/>)によれば、現在、店舗数は、首都圏13、周辺地域15の計28店。営業時間は、平日（月曜日から金曜日まで）午前9時から午後7時までである。主な業務は、事業者金融、不動産売買、賃貸借及びその仲介業など多岐にわたる。

韓国の大手新聞によれば、三和マネーは、地下鉄駅構内の「ミニ店舗」を積極展開している。ミニ店舗1店あたりの運営費は、1月数百万ウォンである。一方、ミニ店舗1店が生み出す月平均売上高は1億ウォン近い。04年10月末、融資残高は1350億ウォンである（朝鮮日報2004年8月5日付）。最大手の日本系貸金業者アプロファイナンシャルグループ（4400億ウォン 2004年10月末）、同じく日本系貸金業者エースキャピタル（2100億ウォン 05年3月末）などと並んで、韓国内の貸金業者のなかで大手に属する。

今回訪問した店舗は、ソウル市南の江南地区、テヘラン通りにある。テヘラン通りは、かつてITバブルでベンチャー企業が集中していた。ところが、ITバブルの崩壊でこれら企業は次々と撤退していく。その後を埋めるよう

にしてテヘラン通りへ進出してきたのは貸金業者である。テヘラン通りは、20～30代の若者の流動人口が国内で最も高く、周辺の新興都市からのアクセスもよい。三和マネー関係者によれば、「消費者金融の最大の顧客は20～30代の不良債務者」（朝鮮日報03年5月2日付）であるというから、最高の立地条件である。

(3) 訪問

入店すると、明るい雰囲気のなか、まず、制服に身を包んだ若い女性社員が応対してくれた。応接室に通され、日本語の流ちような韓国人の副支店長（男性、おそらく30歳代前半）から話を聞くことができた。突然の訪問だったため、宣伝用のティッシュペーパー以外、資料の提供は受けていない。このため、データによる確認はとれていらない。以下はその時のやりとりの概要である。

Q ソウル市内で、主にどういった人に貸し付けていますか？

A 主婦と会社員。

報告者注1) 三和マネーによる2005年第1四半期の貸出申請者現況分析結果によれば次のとおりである。20歳代女性の貸金業利用が「特に多い」。彼女らのほとんどは、「キャッシングサービスなど他の借金」の返済を目的に貸金業者からの借入を利用して「自転車操業」をしている。20代女性の使途は8割以上が「債務の返済」であり、生計費は25%、事業資金は5%である。一方、30代以上の男性顧客は、生計費45%、事業資金35%を主な理由としてあげたという。この調査の方法と結果の詳細は不明である（朝鮮日報2005年4月29日付）。

Q 顧客と地域に特徴はありますか？

A 大きく分けると、ソウル市内は会社員、ソウル周辺は自営業者が多い。

Q 貸付額はいくらぐらいですか？

A 日本円で換算すると、約10万円から100万円までとさまざま。最も多い金額は300万ウォン台。500万ウォンのケースもある。返済はリボルビング方式が多い。返済額の典型例は月額10万ウォン。これを、数ヶ月、6ヶ月から2年半かけて返済する。返済期間で最も多いケースは2年半2である。

報告者注2) 三和マネーの設立は2002年である。したがって、「返済期間2年半」とは、設立来、取引関係が継続しているということである。

Q 業界内で、三和マネーはどういった位置にありますか？

A 以前はアプロ・ファイナンシャルグループが業界最大手だったが、組合運動の高まりで営業は停滞し3、貸付残高が大きく低下した。一方、三和マネーは積極的に営業を展開してきた。かなりうまくいっていると自負している。1997年のIMFによる介入後、国内経済は悪化した。こうした時機を得て、三和マネーは、韓国で営業を開始した。

報告者注3) 2004年に入ると、国税庁は、業界最大手の日系貸金業者アプロファイナンシャルグループの系列3社（ハッピーレディー、女子クレジット、イエスキャピタル）を税務調査し、約10億ウォンの追徴税を課した。同年、10月から11月にかけて、国税庁は、アプロファイナンシャルグループ系列の別の3社（A&O、プログレス、パートナークレジット）についても税務調査を行った。同年11月、アプロファイナンシャルグループの組合員が「03年1兆2000億ウォンだった貸付残高が最近5000億ウォンに減った」としてソウルの国税庁前でデモを行い、税務調査を要求した（朝鮮日報2004年11月24日付）。

Q 社員の平均年齢を教えてください。

A 女性社員の平均年齢は25歳ぐらい。男性の平均年齢は平均27歳ぐらい。従業員比率は男女半々。店長は30代と少し年長。幹部クラスになると、仕事はかなり大変。業績により入れ替わりは激しい。

Q 懸案事項はありますか？

A 政策。それ以外はとくにない。この業界は政策に左右される。収益構造を大きく左右するのは政策だから。政策の行方は気になる。現在の金利の上限は6.6%。これがどうなるか。気になる。

Q 業界で金利や取引業務に関するキャンペーン活動4は行っていますか？

A 業界として、上限を撤廃すべきなどといったキャンペーンはとくにやっていない。

月3回、業界内で懇談会を持つ。政府関係者とも話し合う。研究者は含まれない。

報告者注4) 2004年、「韓国消費者金融協議会」(K C F A)が発足した。日本では、近年、消費者金融業界から寄付金を得て「早稲田大学消費者金融サービス研究所」、「消費者金融サービス研究学会」が設立された。前者の副所長、後者の常任理事をつとめる早稲田大学商学部の坂野友昭教授は、2005年、この韓国消費者金融協議会(K

CFA) が開催するセミナーに招かれ、消費者金融への規制強化に懸念を表明している(朝鮮日報2005年7月6日付)。2005年6月、韓国消費者金融協議会は日本消費者金融協会東京本部を訪れ、意見交換を行っている(『月刊 消費者信用』2005年8月号)。日本業界のキャンペーン活動におけるノウハウが韓国にどう伝わり、どう活用されるのか、注目されるところである。

Q 信用不良者問題の解決として貸付金利の引き下げを主張している民主労働党をどう思われますか?

A 韓国では、与党であるウリ党の勢力が大きい。民主労働党は、金利引き下げを主張しているが、議席数はとても少なく、影響力は小さいのでほとんど心配していない。

Q CMについて、どういった戦略をとっていますか?

A 以前は、新聞、テレビに広告を出していた。新聞は、朝鮮日報・東亜日報・中央日報など大手4紙に。しかし、スポーツ紙のほうに力を入れている。テレビCMは、ケーブルテレビに出稿している。(ケーブルテレビに広告を出す際、テレビ局などから規制や自粛を求められましたか?) 特になかったと思う。しかし、これらの戦略はあまり効果が上がらなかつたので、最近、戦略の重点を変えた。今は地下鉄、無料新聞、バスなどの広告に力を入れている。ティッシュ5の街頭配布も積極的に行っている。

報告者注5) 帰り際、おみやげにティッシュを受け取った。親会社「三和ファイナンス」と同じキャラクターが使用されており、日本と同様、カラフルで親しみやすいデザインである。

Q 個人信用情報機関について教えてください。

A KIS(韓国信用評価情報株式会社)とNICE(韓国信用情報株式会社)の2社に加入している6。大手は、これら2つに加入し、与信の際、審査の材料とする。

報告者注6) 韓国の個人信用情報機関は、法律で定められた公的機関(全国銀行連合会)と、民間機関がある。KISとNICEは後者にあたる。与信業者は、銀行、自動車会社、クレジットカード会社など、業種を問わず、これらに加入できる。

Q 江南地区に日本系貸金業者が集中しているようですが、それはなぜですか?

A 交通の便がよく、流動人口が多いため。このあたりのテナント料は高いが、

日本系貸金業者が集まっているので我々もここに営業の拠点を構えることにした。

Q 顧客数はどれくらいですか？

A 新規貸付数は、江南地区で一日平均40～50人程度。全国では一日平均250人程度。相談はもっと多い。こちらが貸付を断ることもある。

Q 業界として、データを集めたり報告書を出したりしていますか？

A あるかもしれない。社長は知っているかもしれないが、自分は知らない。

<文献>

「J C F A ニュース：韓国消費者金融協議会が来訪」(2005)『月刊 消費者信用』8月号

朝鮮日報「日本貸付業者がテヘランに集中した理由は？」2003年5月2日付
(http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2003/05/02/20030502000073.html)

朝鮮日報「消費者金融、大々的税務調査のターゲットに」2004年11月24日付

(http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2004/11/24/20041124000056.html)

朝鮮日報「20代女性に浪費癖？ 貸し付け業者利用が最多」2005年4月29日付

(http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/04/29/20050429000022.html)

朝鮮日報「早稲田大教授『規制一辺倒の消費者金入政策は危険』」2005年7月6日付

(http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/07/06/20050706000027.html)

9 その他の資料

貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律

制定 2002年8月26日 法律6706号

第1条(目的)

本法は貸付業の登録及び監督に関して必要な事項を規定して、貸付業者と与信金融機関の不法な債権取立て行為などを規制することで貸付業の健全な発展を図る一方、貸付業者及び与信金融機関の取引相手を保護することを目的とする。

第2条(定義)

本法で使用される用語の定義は次の通り。

1. "貸付業"とは、金銭の貸付、またはその仲介（手形割引・譲渡担保その他のこれに類似した方法による金銭の交付及び金銭授受の仲介を含む。以下"貸付"と言う）を事業として行なうことを指す。但し、貸付の性格・規模などを勘案して大統領令が定める場合を除く。
2. "与信金融機関"とは、他の法令に拠り、認可または許可を得て貸付業を営む金融機関を指す。

第3条(登録)

- ① 貸付業を営もうとする者（与信金融機関を除く）は、営業所別に該当の営業所を管轄する特別市長・広域市長または道知事（以下"市・道知事"と言う）に登録しなければならない。
- ② 第1項の規定による登録を行なおうとする者は次の各号の事項を記載した申請書を市・道知事に提出しなければならない。
 1. 名称または氏名と住所
 2. 登録申請者が法人である場合には最大出資者及び役員の氏名及び住所
 3. 登録申請者が個人である場合で業務を統括する使用人がいる場合には、使用人の氏名及び住所
 4. 営業所の名称及び所在地（2つ以上の営業所を設置する場合には夫々の営業所を全て含む）
 5. 営もうとする貸付業の具体的な内容及び方法
- ③ 第2項の規定による登録申し込みを受けた市・道知事は登録申請者が第4条の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録簿に第2項の各号に規定された事項と登録日付・登録番号を記載した後に遅滞なく登録申請者に登録証を交付しなければならない。
- ④ 市・道知事は第3項の規定による登録簿を一般人が閲覧することができるようにならなければならない。

第4条(登録の制限)

次の各号のいずれかに該当する者（登録申請者が法人である場合にはその役員が次の各号のいずれかに該当する者）は貸付業の登録ができない。

1. 未成年者・禁治産者または限定治産者（準禁治産者？）
2. 破産者として復権していない者
3. 禁錮以上の実刑の宣告を受けた者で、執行終了（執行が終わったと見なす場合を含む）または免除された日から5年が経過していない者
4. 禁錮以上の刑の執行猶予宣告を受けてその執行猶予期間中にある者
5. 禁錮以上の刑の宣告猶予を受けてその猶予期間中にある者
6. 次の各項目のいずれかに該当する規定を違反して罰金刑の宣告を受けて2年が経過しない者

イ. 本法

- 口. 刑法第 257 条第 1 項・第 260 条第 1 項・第 276 条第 1 項・第 283 条第 1 項・第 319 条・第 350 条・第 366 条(それぞれ債権取立てに関係する場合に限る)
 - ハ. 暴力行為等の処罰に関する法律(債権取立てに関係する場合に限る)
- 二. 信用情報の利用及び保護に関する法律第 32 条第 1 項・第 2 項第 8 号
7. 第 13 条第 2 項の規定によって登録取消処分を受けた後、5 年が経過しない者(登録取消処分を受けた者が法人である場合には、その取消事由の発生に関して直接責任がある役員を含む)

第 5 条(変更登録など)

- ① 第 3 条の規定によって貸付業者の登録を受けた者(以下"貸付業者"と言う)は同条第 2 項各号の記載事項に変更がある時にはその事由が発生した日から 15 日以内に変更内容を市・道知事に変更登録しなければならない。
- ② 貸付業者が廃業する時には大統領令が定めるところにより、市・道知事に届け出なければならない。

第 6 条(貸付契約の締結)

貸付業者がその取引先(貸付契約と関係する保証契約を締結する場合にはその保証人を含む。以下同様)と貸付契約(貸付契約と関係する保証契約を含む。以下同様)を締結する時には次の各号の事項が記載された契約書を取引先に交付しなければならない。

1. 貸付業者及び取引先の名称または氏名及び住所
2. 契約日付
3. 貸付金額
4. 貸付利率(年間利率に換算したものを含む)
5. 返済期間及び返済方法
6. 貸付金の返済を受ける口座番号を定めている場合にはその口座番号
7. 当該取引に関する一体の付帯費用
8. 損害賠償額または強制執行に関する特約がある場合にはその内容
9. 保証契約を締結した場合にはその内容
10. その他、貸付業者の取引先保護のための必要な事項として大統領令が定める事項

第 7 条(過剰貸付の禁止)

貸付業者は貸付契約を締結しようとする者の資力・信用・負債状況及び返済計画などを勘案して返済能力を超過する貸付契約を締結してはならない。

第 8 条(利率の制限)

- ① 貸付業者が、個人または大統領令が定める小規模法人に貸付をする場合、貸付金のうち、3 千万ウォン以内で大統領令が定める金額(1 回の貸付元金額を基準にする)までに対する利率は年間 100 分の 70 の範囲内で大統領令が定める率を超えることができない。
- ② 第 1 項の規定による利率の算定において、礼金・割引金・手数料・控除金・延滞利子・先利子などその名称にかかわらず貸付に関して貸付業者が受けるものは、これを利子と見なす。但し、取引の締結と返済に関する付帯費用は除く。
- ③ 貸付業者が第 1 項の規定に違反して貸付契約を締結した場合、第 1 項の規定による利率を超過する部分に対する利子契約はこれを無効とし、債務者がその超過部分に対する利子を支払った場合にはその返還を請求することができる。

第 9 条(貸付条件の掲示など)

貸付業者は貸付利率・利子計算方法・返済方法、その他の大統領令が定める重要な事項を営業所毎に一般の人が分かるように掲示しなければならない。貸付契約の締結においては、取引先にその内容を説明しなければならない。

第 10 条（不法な債権取立ての禁止）

貸付業者（貸付業者から貸付契約に基づく債権の譲渡を受けたり、債権の取立てを依頼された者を含む）及び与信金融機関は貸付契約による債権の取立てにあたって、次の各号のいずれかに該当する方法を使用してはならない。

1. 暴行または脅迫を加えたり、偽計または威力を使用する方法
2. 債務者またはその関係人（債務者の保証人、債務者と同居または生計を共にする者、債務者の親族、債務者の勤務先と一緒に勤務する者を指す。以下同様）に、債務に関する虚偽事実を伝える方法
3. 次の各目の行為で債務者またはその関係人に恐怖心や不安感を誘発し、私生活または業務上の深刻な不都合を強いたりする方法
 - イ. 言葉や文字、音や映像、物を債務者やその関係人に伝える行為
 - ロ. 正当な理由なく、債務者またはその関係人を訪問する行為

第 11 条（事実上の貸付業を営む者に対する利子率の制限など）

第 8 条及び第 11 条の規定は第 3 条の規定による貸付業の登録をせず事実上の貸付業を営む者に対しても、これを準用する。

第 12 条（検査など）

- ① 市・道知事は貸付業者に対して、その業務及び業務に関連する資産に関して報告させ、資料の提出、その他必要な命令をすることが出来る。所属公務員においてその営業所に立ち入り、その業務及び業務に関する資産に関して検査を行なうことが出来る。
- ② 市・道知事は 2 つ以上の地域（特別市・広域市・道、以下、市・道という）に営業所を構える貸付業者の営業所に対して検査を行なう場合、他の営業所を管轄する市・道知事にその管轄する営業所に対する検査（共同検査を含む）を要請することが出来る。
- ③ 市・道知事は貸付業者に対する専門的な検査が必要な場合で大統領令が定める場合には、金融監督機構の設置などに関する法律による金融監督院の院長（以下、金融監督院長）に貸付業者に対する検査を要請することが出来る。
- ④ 第 1 項から第 3 項の規定により、立ち入り・検査などを行なう者はその権限を示す証票を所持してこれを関係者に提示する必要がある
- ⑤ 市・道知事は第 1 項から第 3 項の規定による報告または検査結果により必要な場合には、貸付業者に対して監督上必要な命令をすることが出来る。この場合、市・道知事は貸付業者が他の市・道知事に営業所がある場合には当該命令の内容を他の営業を管轄する市・道知事に通知しなければならない。

第 13 条（営業停止及び登録取消）

- ① 市・道知事は貸付業者が次の各号のいずれかに該当する場合には当該貸付業者に対して、1 年以内の期間を定めてその業務の全部または一部の停止を命じることが出来る。
 1. 本法または本法による市・道知事の命令に違反した場合
 2. 当該貸付業者の営業所のうち、異なる市・道知事に登録された営業所が営業停止処分を受けた場合
- ② 市・道知事は貸付業者が次に各号のいずれかに該当する場合には当該貸付業者に対して登録の取消をすることが出来る。但し、第 1 号に該当する場合には登録を取り消さなければならない。
 1. 偽計、その他の不正な方法で第 3 条の規定による登録がなされた場合
 2. 貸付業者が第 4 条第 1 項から第 6 項に該当する場合
 3. 6 ヶ月以上継続して営業実績がない場合
 4. 第 1 項の規定による営業停止命令に違反した場合
 5. 貸付業者の所在を確認できない場合で市・道知事が大統領令が定めるところにより所

- 在確認のための公告を行ない、その公告から 30 日を経過する時まで当該貸付業者から連絡がない場合
- 6. 貸付業者が第 1 項第 1 号に該当する場合で、貸付業者の取引先の利益を大きく損なう恐れがある場合
 - 7. 当該貸付業者の営業所のうち、他の市・道知事に登録された営業所が登録取消し処分を受けた場合
- ③ 市・道知事は第 2 項の規定による登録取消を行なおうとする時には聴聞を実施しなければならない。但し、第 2 項第 5 号の場合にはその限りではない。
 - ④ 市・道知事が 2 つ以上の地域に営業所を構える貸付業者に対して第 1 項または第 2 項の規定による営業停止または登録取消し処分を行なう場合には他の営業所を管轄する市・道知事にその事実を事前に通知しなければならない。

第 14 条（登録取消等に伴う取引の終結）

第 5 条第 2 項の規定により営業の廃止申告をしたり第 13 条第 2 項の規定により登録取消し処分を受けた貸付業者（貸付業者が個人の場合にはその相続人を含む）は当該貸付業者が締結した貸付契約による取引を終結する範囲内で貸付業者と見なす。

第 15 条（延滞利子率の制限）

- ① 与信金融機関は貸付資金の調達費用、延滞金の管理費用、延滞金額、延滞期間などを勘案して大統領令が定める基準を超過して貸付金に対する延滞利子を受けることはできない。
- ② 金融監督委員会は第 1 項の規定に違反して延滞利子を受けた与信金融機関に対してその是正を命じることが出来る。
- ③ 与信金融機関が第 1 項の規定による基準を超過して受けた延滞利子に対しては第 8 条第 3 項の規定を準用する。

第 16 条〔中央行政機関の資料要請〕

行政自治部長及び金融監督委員長は市・道知事、関係行政機関または公共団体の長に貸付業者に対する現況把握及び制度調査の為に必要な資料の提供を求めることが出来る。

第 17 条（登録手数料など）

- ① 第 3 条の規定による登録を行なおうとする者は大統領令が定めるところに従い手数料を納付しなければならない。
- ② 第 12 条第 1 項から第 3 項の規定により、検査を受ける貸付業者大統領令が定める検査手数料を市・道知事または金融監督院長に納付しなければならない。

第 18 条（紛争調停）

- ① 貸付業者と取引先間の紛争を解決するために、当該営業所を管轄する市・道知事所属の紛争調停委員会を置く。
- ② 第 1 項の規定による紛争調停委員会の構成、運営、紛争調停の手続、方法など紛争調停に関する必要な事項は大統領令で定める。

第 19 条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は 5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金を科す。
 1. 第 3 条の規定に違反して登録をしないまま貸付業を行なった者
 2. 偽計その他の不正な方法で第 3 条の規定による登録を行なった者
 3. 第 10 条第 1 項（第 11 条で準用する場合を含む）の規定に違反して債権取立て行為を行った者
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は 3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金を科す。
 1. 第 8 条第 1 項（第 11 条で準用する場合を含む）の規定による利子率の制限を違反し

- て利子を受けた者
2. 第 10 条第 2 号及び第 3 号（第 11 条で準用する場合を含む）の規定に違反して債権取立て行為を行なった者
 3. 第 15 条第 2 項の規定による是正命令を履行しなかった者

第 20 条（両罰規定）

法人の代表者や法人または個人の代理人・使用人等の他の従業員がその法人または個人の業務に関して第 19 条の違反行為を行なった場合には、その行為者を罰する以外に法人または個人に対しても同条の罰金刑を科す。

第 21 条（過怠料）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は 2 千万ウォン以下の過怠料を科す。
 1. 第 5 条の規定に違反して変更登録または廃業申告をしなかった者
 2. 第 6 条の規定に違反して契約書を交付しなかったり同条第 1 号から第 10 号で定める内容のうち一部または全部が記載されていない契約書を交付したりした者
 3. 第 9 条の規定に違反して掲示または説明をしなかった者
 4. 第 12 条第 1 項から第 3 項の規定による検査に応じなかったり検査を妨害したりした者
- ② 第 1 項の規定による過怠料は大統領令が定めるところにより市・道知事が賦課、徴収する。
- ③ 第 2 項の規定による過怠料処分を不服とする者はその処分の告知を受けた日から 30 日以内に市・道知事に異議を申し立てることが出来る。
- ④ 第 2 項の規定により過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定により異議を申し立てた時には市・道知事は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通知しなくてはならず、その通知を受けた管轄裁判所は非訟事件手続法による過怠料裁判を行なう。
- ⑤ 第 3 項の規定による期間内に異議を申し立てることなく過怠料を納付しなかった場合には市・道知事は地方税滞納処分の例によりこれを徴収する。

付則

第 1 条（施行日）

この法は公布後、2 ヶ月が経過した日より施行する。

第 2 条（有効期間など）

- ① 第 8 条（第 11 条で準用する場合を含む）及び第 12 条の規定はこの法の施行日から 3 年が経過する日まで有効とする。
- ② 第 1 項の規定による有効期間のうち、第 8 条第 1 項の規定に違反して意思を受けた者及び第 12 条第 1 項から第 3 項の規定による検査に応じなかったり検査を妨害したりした者に対しては第 1 項の規定による有効期間が完了した後も第 19 条第 2 項第 1 号及び第 21 条第 1 項第 4 号の規定を適用する。

第 3 条（適用例）

この法はこの法の施行日以降に締結された貸付契約から適用する。

第 4 条（貸付業登録に関する経過措置）

- ① この法の施行当時、貸付業を営む者はこの法の施行日から 3 ヶ月以内に市・道知事に登録をしなければならない。
 - ② この法の施行当時、貸付業を営む者に対しては第 1 項の規定による登録期間が経過する日まで第 19 条第 1 項第 1 号の規定を適用しない。
- この法の施行当時、事業者登録をして貸付業を営む者に対しては第 4 条の規定を適用しない。

以上

貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令

[一部改正 2004. 3. 17 大統領令 18312 号]

第 1 条(目的) この令は、貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律で、委任事項とその施行に関する必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(貸付業での除外範囲) 貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律
(以下“法”という)第 2 条第 1 号の端緒で“大統領令が決める場合”とは、次の各号の 1 に該当する場合をいう。

1. 毎月末を基準として月平均貸付金額の残額が 5 千万ウォン以下で、取引相手が 20 人以下として、表示・広告の公正化に関する法律第 2 条第 2 号の規定による広告をしない者が貸付ける場合、貸付金額の残額・取引相手・広告の有無などに関係なく、実質的に貸付ける者の基準として判断する。

2. 次の各目の 1 に該当する場合

イ. 事業者がその従業員に貸付ける場合

ロ. 労働組合および労働関係調整法により設立された労働組合がその構成員に対し貸付ける場合

ハ. 国家または地方自治体が貸付ける場合

二. その他、取引相手の利益を害しない貸付として、財政経済部令が決める場合

第 3 条(営業廃止の申告) 貸付業者が営業を廃止する時は、法第 5 条第 2 項の規定により、その内容を営業廃止日から 14 日以内に書面(電子文書を含む)で、該当営業所を管轄する特別市長・広域市長または道知事(以下“市・道知事”という)に申告しなければならない。〈改正 2004. 3. 17〉

第 4 条(貸付契約書の記載事項) 法第 6 条第 10 号で“大統領令が決める事項”とは次の各号をいう。

1. 貸付業登録番号

2. 延滞利子率

3. 期限の利益喪失に関する約定がある場合はその内容

4. 貸付元利金の返済順序に関する約定がある場合はその内容

第 5 条(利率の制限)

①法第 8 条第 1 項で、“大統領令が決める小規模法人”とは、中小企業基本法第 2 条第 2 項の規定による小企業に該当する法人をいう。

②法第 8 条第 1 項で、“大統領令が決める金額”とは、3 千万ウォンをいう。

③法第 8 条第 1 項で、“大統領令が決める率”とは、年 100 分の 66 といい、月利率および日利率は年 100 分の 66 を単利で換算する。

第 6 条(貸付条件の掲示など) 法第 9 条で、“大統領令が決める重要な事項”とは、次の各号をいう。

1. 貸付業登録番号

2. 延滞利子率

3. 貸付契約と関連する諸費用の内容

第7条(金融監督院長に対する検査要請対象) 法第12条第3項で“大統領令が決める時”とは、次の各号の場合をいう。

1. 2以上の市・道知事に登録した貸付業者に対し、市・道知事が法第12条の規定による検査が難しい場合
2. 毎月末を基準とし、貸付業者の月平均貸付金額の残額が金融監督委員会が決める金額を超過する場合
3. 貸付業者の営業行為が法令に違反し、取引相手(貸付契約と関連した保証契約を締結する場合は保証人を含む)に不利益を招く可能性が大きく、金融監督機構の設置等に関する法律第38条の規定により、金融監督院の検査を受ける機関(以下“金融機関”という)と係る場合

第8条(公告内容および方法) 法第13条第2項第5号の規定により、市・道知事は、当該貸付業者が所在地を通知しない場合、登録取消可能性を内容とする、所在確認のための公告を作成して、特別市・広域市または道の公報または日刊新聞に掲載しなければならない。

第9条(延滞利子率の上限) 法第15条第1項で、“大統領令が決める基準”とは、与信金融機関が年100分の25を超えて、延滞利子率を受ける場合に限って、次の各号の1をいう。この場合、年100分の66を超えてできない。

1. 韓国銀行法第11条の規定による金融機関に対しは、韓国銀行が決める延滞利子率
2. 第1号の金融機関を除く与信金融機関に対しては、金融監督委員会が各金融業の特性を反映して、金融業ごとに定める延滞利子率

第10条(登録手数料など)

- ①貸付業の登録をする者は、法第17条第1項の規定により、各営業所当たり10万ウォンの手数料を納付しなければならない。ただし、10万ウォン以内で市・道知事が条例として、その金額の調整は可能である。
- ②法第17条第2項で、“大統領令が決める検査手数料”とは、検査日を基準とし、年平均貸付金残額の1千分の1以内で、金融監督委員会が決める金額をいう。ただし、市・道知事が受ける検査手数料に対しては、年平均貸付金残額の1千分の1以内で市・道知事が条例としてその金額の調整は可能である。

第11条(紛争調停委員会の構成および運営)

①法第18条第1項の規定による紛争調停委員会は、次の各号の1に該当する者として市・道知事が選任する5人の委員で構成する。

1. 金融機関で3年以上の勤務経歴をもつ者
 2. 弁護士または会計士
 3. 消費者団体で3年以上の勤務経歴をもつ者
 4. 金融・貸付業または消費者保護分野で3年以上の勤務経歴をもつ公務員
 5. 金融または法学を専攻して、大学で専任講師以上の職に、3年以上の勤務経歴をもつ者
- ②委員長は、委員の中で互選し、委員長および委員の任期は1年にするものの、連任することができる。

③紛争調停委員会は、在籍委員3分の2の賛成で紛争に対する調停案を議決し、紛争当事者に紛争に対する調停案の受諾を勧告することができる。

④この令の規定の他に、紛争調停委員会の効率的な運営のために必要な細部事項は紛争調停委員会が決める。

第12条(過怠金賦課・徴収手続き)

①市・道知事は、法第21条第2項の規定により、過怠金を賦課しようする時は、当該違反行為を調査・確認後、違反事実・過怠金額などを書面に明示して、これを納付するよう過怠金処分対象者に通知しなければならない。

②市・道知事は、第1項の規定により、過怠金を賦課しようする時は、10日以上の期間を定め、過怠金処分対象者に口述または書面(電子文書を含む)による意見陳述の機を与えなければならない。この場合、指定された期日まで開陳がない場合は意見がないこととみなす。<改正 2004.3.17>

③過怠金の賦課基準は別表と同である。

④市・道知事は、違反行為の動機・内容およびその回数などを参酌して、第3項の規定による金額の2分の1範囲でこれを加重または減輕することができる。この場合、過怠金の総額は法第21条第1項の規定による金額を超過できない。

⑤過怠金は税入徵収官の事務処理に関する手続きにより、これを徵収する。この場合、納入告知書には異議方法および異議期間などを共に記載しなければならない。

付則<第17765号, 2002.10.28>

この令は、公布した日から施行する

付則(電子的民願処理のための仮出所者管理規定等の中、改正令)

<第18312号, 2004.3.17>

この令は、公布した日から施行する

別表 違反行為の種類別過怠金 [第12条第3項関連]

違 反 行 為	当該法条文	過怠金額
1. 法第5条の規定に違反し、変更登録または廃業申告をしない者	法第21条第1項第1号	1千5百万ウォン
2. 法第6条の規定に違反し、契約書の不交付、同条第1号ないし第10号で定めた内容の中で、一部または全部が記載されていない契約書を交付した者	法第21条第1項第2号	5百万ウォン
3. 法第9条の規定に違反し、掲示または説明をしない者	法第21条第1項第3号	5百万ウォン
4. 法第12条第1項ないし第3項の規定による検査に不応、検査を阻害した者	法第21条第1項第1号	1千5百万ウォン

信用不良者の急増と消費者金融機関の営業形態の変化

応用経済第5巻第3号2003年12月韓国応用経済学会
国会図書館、立法情報研究館

1. 信用不良者現況

まず、信用不良者の定義のはっきりする必要がある。信用不良者とは、「信用情報の利用及び保護に関する法律」(略称：信用情報法)により規定される法的概念である。現行「信用情報法」は、金融取引などの債務を正当な理由無しに約定期日に返済しないものを信用不良者として定義(2005年4月11日債務不履行者に変更)し、これらの延滞事実と債務保証現況など信用不良情報を銀行連合会と金融会社などが共有・管理するように規定されている。銀行連合会は、この法を根拠に延滞情報取得・管理基準をつくり、30万ウォン以上の債務を3ヶ月以上延滞すると、無条件に信用不良者として登録し、金融会社は延滞情報が確認された場合、一律的に金融取引を中断させている。とにかく信用不良者の登録になると、金融取引上・財産上・生活上、各種の不利益を受ける中、様々な形態の債権取立の圧力に苦しむ、正常な経済生活を営むことが難しくなる(1)。また、信用不良者の数が増えることになると、社会不安及び金融機関不実化はもちろん、総需要を大きく減少させ、国民経済にも否定的な影響を及ぼすことになる。

<表1>年度別 登録機関別 信用不良者推移 (単位:千人)

区分	97.12	98.12	99.12	00.12	01.12	02.12	03.9
全 体	1,490	2,360	2,532	2,586	2,774	2,749	3,628
主 体 別	個 人	1,435	2,207	2,351	2,368	2,579	2,636
	法 人	55	153	181	218	195	113
登 録 機 関 別	銀行貸出	906	1,221	1,135	1,061	1,156	1,459
	信用カード	349	510	457	475	719	1,134
	保証保険	192	267	464	559	744	622
	割賦金融	—	30	99	112	241	474
							892
							809

資料：銀行連合会、信用不良情報(管理)登録現況、2003、毎月

金融監督院、信用不良者管理制度 改善方案、2002、2月

- (1) 金融取引上の不利益とは、全ての金融会社から貸出を受けることが難しい、現在使用中の借入金を早期返済せねばならなく、信用卡の発行及び使用が事実上禁止される。家計当座及び当座預金の開設が禁止され、使用中の口座は解除される等がある。財産上の不利益としては、本人名義の不動産及び有動産に対し、仮差押え及び強制競売手続きが進行され、貸切保証金(日本の「敷金」)の仮差押え、給与及び退職金も仮差押えられる。生活上の不利益としては、各種生活用品において信用購買(クレジット購買)が不可能になり、就職時の制約、ビザ発行制約などがある。

1997年12月から2003年9月までの韓国の信用不良者推移ではいくつかの特徴がある。さる6年間の間、信用不良者の規模が大きく増加した。1997年末、144万人であった信用不良者数は、2003年9月末現在、350万人を記録している。6年間の間に2.5倍増加した。より重要な特徴としては、増加の方式があげられる。全体期間において

一定の比率で増えたのではなく、特定期間に集中的に増加したのが注目される。これに関連して二つの分岐がみえる。韓国の信用不良者数は、1997年末を起点にして一段階ジャンプをする。金融危機以後、1年の間に52.8%の準増加率を記録する。その後、金融危機がある程度収まった1999年から2002年までは安定した水準を維持するが、<グラフ1>で確認できるように、2002年3/4分岐で再び爆発的な増加性を見せる。2003年に入ってから9ヶ月の間、32.3%の純増加を見せるが、1998年12月から2001年12月までの3年間の増加率が16.9%であったとは対比される。

そして、信用卡貸出による信用不良者の比重が急増している点も注目すべき特徴である。1997年12月信用卡社が登録した信用不良者は35万人で、全体の信用不良者の24.3%水準であった。信用不良者が急増した1998年12月の信用不良者の比重は23.1%で逆に減ったが、2001年から本格的に増え始め、2003年9月には、全体の信用不良者の中、信用卡社が登録した信用不良者の比重が49.9%で大きく上昇する(2)。

(2)最近の信用不良者は、大半が二つ以上の金融機関に延滞を記録中の多重債務者である。従って、信用卡会社には信用不良者として登録されていないが、銀行など他の金融機関に信用不良者として登録された多重債務者の少なくない。このような側面から計算した2003年9月末、現在信用卡関連の信用不良者の純人数は220万人で、全体信用不良者350万人の62.9%に該当する。[銀行連合会 2003]

1998年の信用不良者の急増は、金融危機の中で、急速な景気沈滞による所得減少と失業などで発生した「景気依存型急増」である。しかし、2002年後半からの信用不良者の急増は、主に信用卡使用者層による増加で、これは、信用卡社など、消費者金融機関の営業慣行変化と直通される点で、「信用主導型急増」である。

2. 消費者金融の拡大

現在、問題になっている2002年後半以後の信用不良者急増は、何よりも信用卡会社の攻撃的な営業から始まったことを強調する必要がある。2000年を前後に信用卡発行基準に対する金融監督当局の規制緩和につれ、危険管理システムが完全に準備していない状態で、信用卡会社間の激しい競争と資本市場から低利で資金を調達したカード会社らは高い金利で、債務履行可能性の低い低所得層へ莫大な信用を提供したのである(3)。カード会社の不実化を心配した監督当局は、再び健全性監督を強化することで、信用が縮小され、「借金で、借金を返す」既存の経路が遮断された信用不良者が一気に急増したのである。実際に、与信専門機関の貸出額は1999年まで15兆ウォン内外で停滞状態であったが、2001年1/4分岐を境に急激に増加して2002年4/4分岐には45兆ウォンの水準まで拡大され、信用不良者問題が深刻になった最近には大きく萎縮されたことが確認できる。

前の<表1>のように、2001年以後、信用卡会社が登録した信用不良者の増加率は、銀行の信用不良者の増加率を大きく上回っていることを通じても、最近の信用不良者急増が信用卡会社と緊密に繋がっていることがわかる。

(3)当時、信用卡会社らは、貸出資金の60%程度を会社債発行に通じて調達したが、当時基準の3年満期である会社債の收益率は9%内外であった。カード会社らの主な収入源になる延滞金利による收益率が30%内外である点を考えると、カード会社のマージンは相当高かったことが分かる。2000年と2001年の信用卡発行数は、48%と54%という高い増加率を記録した。